

国住指第 4239 号
平成 28 年 3 月 4 日

各建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定について

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置し、再発防止策等についてご検討いただき、昨年 12 月 25 日に中間とりまとめを行っていただいたところです。

中間とりまとめにおいては、「適切な施工管理を補完するための工事監理ガイドラインの策定」が再発防止策の一つとして提言されております。

今般、上記提言を受け、工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うにあたっての留意点を示した、基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定いたしました。

本ガイドラインは、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」（平成 21 年国土交通省告示第 15 号。以下「業務報酬基準」という。）別添一第 2 項第一号「工事監理に関する標準業務」に関し、「工事と設計図書との照合及び確認」等の基礎ぐい工事における合理的な方法の具体的な内容や考え方を示すものであり、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示した「工事監理ガイドライン」（平成 21 年 9 月策定）とあわせて活用されることを想定しています。

適正な工事監理を行うためには、本ガイドラインの内容を建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事監理の方法を合理的に決定することが重要と考えられます。

また、建築主との契約により、「工事監理に関する標準業務」に掲げる業務のほかに、業務報酬基準別添一第 2 項第二号「その他の標準業務」に掲げる業務などをあわせて行う場合が想定されますが、その場合は、本ガイドラインのみならず、契約内容等に従って適切に業務を実施することが必要であると考えます。

こうした点に留意のうえ、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。